

丹波少年自然の家事務組合同規約新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第14条 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第14条 省略</p> <p><u>(解散した場合の事務の承継及び決算審査)</u></p> <p><u>第15条 組合が解散した場合においては、丹波市がその事務を承継する。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、丹波市の監査委員が審査を行い、その意見を付けて丹波市の議会の認定に付すものとする。</u></p> <p>以下省略</p>